

熊本県公報

号外 第 23 号

平成 18 年 4 月 1 日 (土)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 竜門ダム貯水池が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定……………(水環境課) 1
- 緑川ダム貯水池が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定……………(") 1
- 市房ダム貯水池が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定……………(") 2
- 菊池河水域が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定の一部改正……………(") 2
- 白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定の一部改正……………(") 2
- 球磨川水域が該当する水質汚濁にかかる環境基準の水域類型の指定の一部改正……………(") 2

公 告

- 障害者雇用支援センター並びに障害者就業・生活支援センターの業務を行う者の名称等の変更……………(労働雇用総室) 3
- 登 載 依 頼
- 個人情報保護に努めるべき出資法人等……………(警察本部広報県民課) 3
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報……………(") 3

告 示

熊本県告示第 374 号の 12

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)。以下「環境省告示」という。)別表 2 に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 竜門ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
竜門ダム貯水池(全域)	湖沼 A	イ	迫間川の一部
	湖沼Ⅲ	イ	

注 1 該当類型の欄中「湖沼 A」は、環境省告示別表 2 の 1 の (2) のアの類型を、「湖沼Ⅲ」は、環境省告示別表 2 の 1 の (2) のイの類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

3 該当類型の「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適用しない。

熊本県告示第 374 号の 13

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)。以下「環境省告示」という。)別表 2 に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 緑川ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
緑川ダム貯水池（全域）	湖沼 A	イ	緑川の一部
	湖沼Ⅳ	イ	

注 1 該当類型の欄中「湖沼 A」は、環境省告示別表 2 の 1 の（2）のアの類型を、「湖沼Ⅳ」は、環境省告示別表 2 の 1 の（2）のイの類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

3 該当類型の「湖沼Ⅳ」における全窒素の項目の基準については、当分の間、暫定目標（1 リットルにつき 0.61 ミリグラム）とし、達成年度を平成 22 年度とする。

熊本県告示第 374 号の 14

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）。以下「環境省告示」という。）別表 2 に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表 市房ダム貯水池が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
市房ダム貯水池（全域）	湖沼 A	イ	球磨川の一部
	湖沼Ⅲ	イ	

注 1 該当類型の欄中「湖沼 A」は、環境省告示別表 2 の 1 の（2）のアの類型を、「湖沼Ⅲ」は、環境省告示別表 2 の 1 の（2）のイの類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

3 該当類型の「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適用しない。

熊本県告示第 374 号の 15

菊池川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 50 年 10 月 16 日熊本県告示第 888 号の 2）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表（菊池川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定）菊池川水系の項中「迫間川（全域）」を「迫間川（全域（竜門ダム貯水池を除く。）」）に改める。

熊本県告示第 374 号の 16

白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 47 年 12 月 21 日熊本県告示第 960 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表（白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）緑川水系の項中「緑川ダムより上流」を「緑川ダムより上流（緑川ダム貯水池を除く。）」に改める。

熊本県告示第 374 号の 17

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）水域の欄中「市房ダムより上流」を「市房ダムより上流（市房ダム貯水池を除く。）」に改める。

公 告

熊本県公告第 241 号の 2

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 4 項の規定並びに同法第 35 条の規定により準用される同法第 27 条第 4 項の規定に基づき、当該届出に係る事項を公示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更後の名称 社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会
変更後の住所 熊本県熊本市水道町 8 番 6 号

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第 12 号

熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 34 条の規定により実施機関が定める法人を次のように定めたので、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成 18 年熊本県公安委員会規則第 6 号）第 21 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 名称
財団法人熊本県暴力追放協議会
- 2 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目 35 番 4 号

熊本県警察本部告示第 3 号

熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条第 1 項の個人情報を次のとおり定めたので、熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成 18 年熊本県警察本部告示第 2 号）第 11 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 1 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

口頭による開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭による開示請求により個人情報の開示を行う期間	口頭による開示請求により個人情報の開示を行う場所
開示を行う個人情報の名称	開示する内容		
熊本県警察職員選考採用試験	受験者に対して試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合否発表の日から 1 月	警務課
熊本県警察臨時職員採用試験	第 1 次試験受験者に対しては試験種目別得点、総合得点及び総合順位、第 2 次試験受験者に対しては得点及び順位	合否発表の日から 1 月	警務課
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」	受験者に対して試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合否発表の日から 1 月	警務課
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外	第 1 次試験受験者に対しては試験種目別得点、総合得点及び総合順位、第 2 次試験受験者に対しては得点及び順位	合否発表の日から 1 月	警務課
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	第 1 次試験受験者に対しては試験種目別得点、総合得点及び総合順位、第 2 次試験受験者に対しては得点及び順位	合否発表の日から 1 月	警務課
警備員検定	得点	合否発表の日	検定会場
改正警備業法（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定による審査	得点	合否発表の日	審査会場
警備員指導教育責任	得点	合否発表の日	考査会場

者講習修了考査			
機械警備業務管理者講習修了考査	得点	合否発表の日	考査会場
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習修了考査	得点	合否発表の日	考査会場
駐車監視員資格者認定審査	得点	合否発表の日から1月	交通指導課
駐車監視員資格者講習修了考査	得点	合否発表の日から1月	考査会場（合否発表の日） 交通指導課
教習指導員資格審査	科目別得点	合否発表の日から1月	運転免許課
技能検定員資格審査	科目別得点	合否発表の日から1月	運転免許課
停止処分者講習	得点	合否発表の日	運転免許課
運転免許試験（原付免許試験、小型特殊免許試験以外）	得点	合否発表の日	運転免許試験課
原付免許試験	得点	合否発表の日	運転免許試験課 受験警察署交通課（係）
小型特殊免許試験	得点	合否発表の日	運転免許試験課 受験警察署交通課（係）